



平成 23 年 (行ウ) 第 34 号 政務調査費返還請求事件
 原告 千葉県市民オンブズマン連絡会議
 被告 千葉県知事 鈴木栄治

被告第 2 準備書面

平成 24 年 月 日

千葉地方裁判所民事第 3 部合議 4 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 松 島 洋

同 弁護士 松 村 真理子

被告訴訟復代理人 弁護士 江 森 史麻子

同 弁護士 田 中 和 人

同 弁護士 土 田 清 子

被告指定代理人 吉 田 俊 哉

同 志 村 雅 彦

同 清 水 徹

同 渡 部 隆 一

同 大 瀧 章 裕

同 藤 崎 啓 司

第1 政務調査費の概要

1 条例及び規程制定等の経緯

平成12年に、地方議員の調査活動基盤を充実させる観点から、調査研究費等の助成を制度化する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正が行われ（平成12年法律第89号）、第100条に新たに2項（現行第14項及び第15項）が加えられた。

千葉県においては、この法の一部改正を受けて、平成13年2月定例県議会に条例案が議員発議され、全会一致により「千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）」（乙1）が制定された。

この条例に基づき「千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号。以下「規程」という。）」（乙2）が制定され、条例と併せて平成13年4月1日から施行された。

また、各会派代表者及び議員に対して平成13年6月21日付け千議第82号千葉県議会議長（以下「議長」という。）通知により政務調査費使途基準運用の詳細について周知が図られるとともに、「政務調査費運用の手引き」が作成された。

さらに、本県においては平成19年4月の改選を機に、議長の諮問機関として設置された各会派から選任された議員を構成員とする「千葉県議会あり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）からの答申に基づき、平成21年度交付分の政務調査費から、収支報告書及び領収書その他の証拠書類、会計帳簿、現地調査又は先進地視察実施報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しを閲覧の対象とする趣旨の条例の一部改正（平成20年千葉県条例第58号）が行われ、この一部改正を受けて、規程についても所要の改正を行うとともに、検討委員会の委員による協議の結果、政務調査費の運用指針等を定めた「政務

調査費の手引き」(以下「手引き」という。)(乙3)が作成された。

なお、改正後の条例、規程、及び手引きは、それぞれ平成21年4月1日から施行又は運用されているところである。

2 交付の対象、交付金額等

条例第2条において「政務調査費は、千葉県議会の会派(所属議員が1人であるものを含む。以下同じ。)及び議員の職にある者に対し交付する。」とされており、会派及び議員に対する交付金額については、条例第3条第1項において「会派に係る政務調査費の月額は、5万円に当該会派の所属議員の数(以下「所属議員数」という。)を乗じて得た額とする。」とされており、第4条第1項において「議員に係る政務調査費の月額は、35万円とする。」とされている。

3 交付の決定等

条例第7条において、知事は、議長から会派及び議員についての通知があったときは、政務調査費の交付又は交付の変更の決定を行い、会派の代表者又は議員に通知しなければならない旨が規定されている。

4 請求及び交付

条例第8条において、知事から交付決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、四半期の最初の月の10日までに定められた様式により当該四半期分の政務調査費を知事に対して請求し、知事は請求のあった場合は速やかに交付する旨が規定されている。

5 使途基準

条例第9条において「会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準

に従い使用しなければならない。」とされ、それに基づく規程第6条において「条例第9条に規定する別に定める基準は、別表のとおりとする。」とされている。

規程別表「政務調査費使途基準」（以下、「使途基準」という。）においては、使途の項目を、①調査研究費 ②研修費 ③会議費 ④資料購入費 ⑤資料作成費 ⑥広報費 ⑦事務所費 ⑧事務費 ⑨人件費の9項目に分類し、それぞれ政務調査費の対象となる内容を規定している。

6 収支報告等

条例第10条第1項において「会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」とされており、また、同条第4項において、政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し及び当該収支報告書に係る会計帳簿の写しを添付しなければならない旨が規定されている。

また、同条第5項においては、議長に提出した収支報告書等に訂正がある場合は、速やかに当該収支報告書等を修正しなければならない旨が規定されている。

収支報告書の提出を受けた議長は、規程第8条第1項により「収支報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに知事に送付しなければならない。」とされている。

7 議長の調査

条例第11条において、「議長は、前条各項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことがで

きる。」とされている。

8 政務調査費の返還

条例第12条において「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において支出した議員の調査研究に資するための経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」とされている。

9 収支報告書等の保存

条例第13条第1項において「提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、受理した日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」とされており、規程第9条では、会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、領収書、政務調査費出納簿、政務調査費支出伝票、現地調査又は先進地視察実施報告書、その他の証拠書類等を整理保管し、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない旨が規定されている。

また、手引きには、「政務調査費の交付を受けた会派及び議員はすべての支出に関して説明責任を負うもの」と記載されている。

10 収支報告書等の閲覧

条例第13条第3項において、議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第8条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする旨が規定されている。

第2 政務調査費についての基本的な考え方

1 原告は、訴状の請求の原因第1部第5「2 政務調査費の定義」(8～9頁)において、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である。」と定義し、それゆえに①議員が個人的に関心を持つ課題を対象として研究するための経費はもとより、国或いは他の自治体がかかえる政策課題についての調査研究費も政務調査費としては認められない、②議員の単なる教養・学識を高めるための費用、見聞を広めるための費用、資格取得の費用は政務調査費としては認められない、③成果のない調査研究費は政務調査費の対象にならない、などと主張した上で、「第2部 違法支出各論編」において、各議員の支出を違法と結論付けている。

しかし、かかる原告の主張は、政務調査費制度の趣旨を自らの主張に沿うように歪曲化した独自の見解に依拠したものにすぎない。

2 政務調査費制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、広範な権能を有する議会の審議能力を強化し、その広範な権能を適正に行使すべく多岐にわたる議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派・議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものである(最高裁平成17年11月10日第一小法廷決定も同趣旨を示している)。

ところで、政務調査費制度を定める地方自治法第100条第14項は、政務調査費の支出の対象となる調査研究活動やその支出額等について何ら限定しておらず、その具体的内容については、各普通公共団体の実情に応じて定められ

なお、原告も、たとえば訴状の請求の原因各論第9の2（25頁）第4段落等において手引きの記載を指摘している。

- 3 さらに、使途基準及び手引きの具体的な解釈、そして、その該当性判断においては、上記政務調査費制度の趣旨や使途基準及び手引きの内容に照らして、政務調査費の支出対象が県政等との関連性を欠くことが明らか、又はその支出額が社会通念に反することが明らかな場合にのみ当該支出が使途基準及び手引きに反して違法であると判断されなければならない（なお、支出額が違法となるのは、社会通念を超える金額の部分のみであることは当然である。）。

すなわち、上記の政務調査費制度の趣旨からして、法は議員の多岐にわたる調査研究活動について比較的広範な裁量を認めつつ、政務調査費の交付対象や額等について地方公共団体の実情に応じた規律を求めているのである。そして、かかる法の趣旨に基づいて作成されている使途基準及び手引きでは、手引きの

議員がその職責・職務を果たすために行う様々な調査研究活動を支えることを目的として交付される（手引き4頁の1）として、政務調査費の支出対象につ

いて県政等との一般的な関連性や支出額の社会的妥当性に留意しつつ（５頁の２（１））、政務調査費の対象外となる経費としては、政党活動に伴う経費等いずれも調査研究ではない行為の典型例のみを列挙している（手引き５頁の２（１））。その上で、手引き８頁以降の「第３章 使途基準各項目別の運用指針」において、こうした典型的な調査研究外活動への支出を政務調査費と混同しないように、政務調査費の項目ごとの取扱い上の指針を示している。

こうした点に照らして、本件において原告が違法と主張する政務調査費について、それをどのように使用するかは会派や議員の自主性及び自律性を尊重してその裁量が広く認められるべきであり、その支出が一見して県政等と無関係であるとか、極めて不相当な金額であるといったように、調査研究の範囲を逸脱することが明らかな場合にはじめて違法となるものである。

第３ 石橋清孝議員外７名のサンクトペテルブルグ視察に係る支出について

１ 上記の議員一人あたり１８万９４００円の支出、中でも原告が問題とする航空運賃各１４万８０００円の支出は、使途基準の「研修費」として認められるものであり、違法ではない。

２ 視察の実情

視察の実情は、被告第１準備書面２頁に示したとおりであるが、補足を兼ねてまとめると、以下のとおりである（甲１・２６～２７頁、乙４、乙５）。

- ① ９月１５日の午前中については、政務調査以外の活動であり、その分の費用は政務調査費を充当していない。
- ② ９月１５日の午後については、午後１時から午後３時２０分まで、翌日に訪問する予定の日本領事館及びサンクトペテルブルグ市議会との意見交換に先立ち、同市が観光振興の一環として力を注いでいる環境整備や交通網の整

備及び都市計画について、実地視察を行った。

また、午後3時30分から午後4時30分まで、日本美術専門展示室が新たに開設されたエルミタージュ美術館を、県立美術館を有する千葉県としても美術館運営の参考とすべく視察し、美術館学芸員との意見交換を行った。なお、エカテリーナ宮殿を訪問したのは、視察終了後の午後4時50分以降である。

- ③ 9月17日の午前中については、政務調査以外の活動であり、その分の費用は政務調査費を充当していない。
- ④ サントペテルブルグは、年間500万人の外国人観光客誘致に力を入れており、外国人観光客の誘致による観光立県を目指す千葉県としても、先進地として参考になる。
- ⑤ 視察の結果、インフラの整備（空港、鉄道、港湾など）、街並みの統一感、ゴミの落ちていない街路、ペット（犬）を意識した設備など千葉県における外国人観光客誘致という政策課題に生かせるものである。

以上の通り、原告が視察ではないとしている9月15日の午後についても視察は行われており、滞在期間2日半のうち1日半と約3/5が視察に充てられている。

3 按分の必要はないこと

原告は、現地滞在2日半つまり9月15日、9月16日及び9月17日午前のうち、視察を行ったのは9月16日の1日のみであるがゆえに、航空運賃を40パーセントに按分すべきと主張する。

しかし、海外視察における航空運賃については、滞在期間のうち1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合についてのみ、これを按分すべきものとされており（手引き11頁）、各議員の観光地視察は前述の通り滞在期間の1/

2を超えるものではないから、そもそも按分の必要がないものである。

なお、参加者の一人である山口登議員が作成した「領収書ちょう付用紙」(甲2-8)及び同じく小島武久議員が作成した同用紙(甲2-9)には、「宿泊代金」及び「現地交通費」の「2/5」という記載がある。しかし、当該記載は、各議員が謙抑的に、宿泊代金と現地交通費に5分の2を乗じたものに過ぎず、全日程5日のうち視察に関連する日数が2日であることを意味するものではない。

第4 田中信行議員外4名のフィンランド、ドイツ視察に係る支出について

1 原告の指摘した視察先4か所はいずれも県政に関連性を有するものと認められ、使途基準の「研修費」ないしは「調査研究費」の支出として適法なものである。

2 視察の実情と県政との関連性

視察の実情は、被告第1準備書面2～3頁に示したとおりであるが、補足を兼ねてまとめると、以下のとおりである(甲1・27～28頁、乙6の1～3)。

- ① 3月23日のベルリン市内については、翌日の環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節減に関わる、東西ベルリン地区の新旧建築物を事前に現地視察した。さらには、それに関連して近代建築物の最高峰とされるソニーセンターを現地視察した。
- ② 3月26日のケルン市については、3月24日に実施した環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節減に関わる、エコ住宅を実地に視察した。
- ③ 3月27日のハイデルベルクについては、視察7及び8でも視察した環境首都のひとつであり、特に緑化政策の観点から現地視察を行った。
- ④ 同日のバーデンバーデンについては、視察期間中に森田知事が成田カジノ

構想を打ち出したという情報が入ったので、本来休養予定日であったが急きょヨーロッパにおける保養所型カジノとしてとしての施設を現地視察した。

3 ビジネスクラスの使用について

使途基準において「現地調査」（調査研究費）及び「先進地視察」（研修費）の「旅費」が支出可能と規定されている。そして、被告第1準備書面3～4頁で述べたとおり、これらの解釈を定めた手引きの運用指針において、当該支出に関しては、公務の場合に適用される「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（以下、「旅費条例」という。）に準じて扱うように規定されている。

そして、この旅費条例によれば、海外渡航時における航空機利用の場合には、議員はビジネスクラスを使用することが認められている。

この点、原告の主張は、結局のところ、公務の場合の基準である旅費条例を、それ以外の調査研究活動における海外視察に適用すること自体が県民感情から認めがたく、違法支出になるという論理であると思われる。

しかし、政務調査活動も地方自治法上に位置づけられた公的な制度に基づく活動であり、公務と同様に、議員がその職務・職責を果たすためのものである。そして、旅費の支出にあたり、公務と政務調査活動とで別の基準を用いる合理的理由は見出すことができない。

よって、本件支出は何ら違法なものではない。

第5 石橋清孝議員の仁川空港視察のための支出について

- 1 石橋清孝議員の仁川空港視察のための支出は、使途基準の「研修費」として、適法なものである。

2 視察の実情

視察の実情は、以下のとおりである（甲1・28頁、乙7）。

- ① 調査の目的は、千葉県の有する成田空港に代わり、仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを、空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞することであった。
- ② 視察の内容としては、仁川空港全域および制限区域において広報室アシスタントマネージャーから、運営会社・空港概要・将来計画・運用実績・国際国内ネットワークの現状等の説明を受け質疑を行った。

仁川空港から国内空港である金浦空港を経由してソウル市内へ至るアクセス状況を、外国人が荷物を持って移動する場合を想定して体験調査し、金浦空港においても施設を視察した。

- ③ 視察の成果としては、アクセスの状況比較や、説明員の話しぶりからわかる仁川空港と金浦空港との関係など、現地にて初めてわかることも多かった。また、隣接工業地帯、アミューズメントエリアや拡張余地などの空港マスタープランに関する事なども、現地で実際に見聞することで千葉県における成田空港という県の政策課題に対して、今後の政策に生かせるものである。

3 視察の必要性

以上のように、① 仁川空港の利便性やアクセス状況なども含めて現地において実際に見聞する目的で視察を行い、② 制限区域も含む空港全域において広報担当者から、現状等の説明を受け質疑を行い、仁川空港から金浦空港を経由してソウル市内へ至るアクセス状況を体験調査し、かつ、金浦空港においても施設を視察し、③ 現地でなければ得ることのできない成果を得た。

これに対して、原告は、インターネットにおけるブログやウィキペディアで調査できるから、現地視察は不要であると主張する。しかし、インターネット

上の情報は、そもそも当事者によるものは、一般向けの公表資料であって調査者の関心事に具体的に踏み込むものではなく、また、ブログやウィキペディア等第三者によるものは、情報の信頼性の保証がなく、ときに偏った内容である可能性がある。

そのような実態を考慮すれば、議員の調査研究活動が不要となるものと結論付けるのは誤った認識だといわざるを得ない。

第6 川名寛章議員の諏訪市移動式会議に関する支出について

1 本件支出のうち、按分率を8割とした2万4160円の支出は、使途基準の「会議費」として、適法なものである。

2 移動式会議の実情

本件は、JR東日本がJRへの乗車を促進する目的で実施する旅行の企画に、「小櫃・上総地区久留里線輸送力を促進する会」(乙8、甲5—1記載の「久留里線を守る会」に同じ。)として協賛のうえ、久留里線の地元地区員及び自治会長全員で参加したものである。

そして、久留里線存続という県政の課題について、県民の意見・要望を吸収したり、意見交換を行ったり、久留里線存続の雰囲気醸成したりといった活動を行う移動式会議であり、参加費用はその経費である。

これを、会場を借り上げて同様の会議を実施する場合と比較しても、集客能力及び費用の点で、経済合理性において勝る(以上、甲1・28～29頁)。

3 意見交換会議の性質

以上の点から、観光地を訪問することに意味があるのではなく、その行程を有効活用し、県民の意見及び要望を吸収するための意見交換会議といえる。

また、それゆえにこそ、支出項目も「会議費」が妥当であり、「研修費」から修正している。加えて、行程中において観光地を見学している部分は、会議とはいえないことから、全行程から同部分を除いた按分率8割へと減額修正がなされている。

したがって、按分率8割の支出は、使途基準「会議費」の支出として適法である。

第7 阿部絃一議員の知事との懇談に関する支出について

1 阿部絃一議員が行った知事との懇談会のための1万8500円の支出は、使途基準の「会議費」として、適法である。

2 懇談の実情

本件は、阿部議員の主導のもと千葉市議会議員8名とともに、知事に対して、県政にかかる政策課題や千葉市の要望する県単補助金が及ぼす県の施策への影響などについて質疑を行い、また議論・懇談を行ったものである（乙9の1）。

その費用は、会議室使用料1万円に加えて、ケーキ代一人550円と・コーヒーまたはオレンジジュース代一人300円の一人当たり合計850円が10人分（小計8500円）の、合計1万8500円である（甲1・30頁、乙9の2）。

3 「会議費」該当性

上記の内容からすれば、社会通念上、逸脱した支出とはいえず、使途基準「会議費」にかなった支出である。

すなわち、会議室使用料が1万円の会場は、手引きの運用指針（13頁）に

いう「公費である政務調査費を充てるにふさわしい会場」であって「高額な会場借上げ料を必要とするような場所」ではない。また、1人850円のケーキとコーヒー代は、手引きの運用指針が「茶菓代」として「社会通念上妥当と思われる額の範囲内（ペットボトル購入代程度）とする。」とし、「弁当代」として「一人1回当たり3,000円以内とする。」としていることに鑑みると、相当性を欠くものとはいえない。

原告は、「会議費」の文理を狭く解したうえで、阿部議員による「知事との懇談会」を単なる食事会にすぎず、違法な支出であると主張するが、そもそも「食事会」ではないし、その実情は前述のとおりであり、失当である。

第8 鈴木衛議員の家賃の支出について

1 鈴木衛議員の事務所費月額20万円を、支部活動と按分し、按分率6割として12万円を政務調査費として支出することは、使途基準の「事務所費」として、適法である。

2 事務所賃借の実情

契約は、貸主を株式会社東興業、借主を鈴木議員本人として締結され（乙10・賃貸借契約書）、その賃貸期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日であり、賃料（共益費及び管理費を含む。）は、月額20万円であり、毎月末日までに翌月分を持参して支払うことが約定されている。

仲介の不動産業者は有限会社三信総業であり、賃料はそこに持参していた。領収書に領収印を押印している三名はいずれも有限会社三信総業の従業員である（以上、甲1・31頁）。

3 「事務所費」該当性

以上のことから、上記賃貸借契約と賃料の支出に不自然な点はなく、使途基準「事務所費」の支出として何ら違法とはいえない。

原告は、領収書（甲 7-1～12 に添付）に一部不備があるかのように主張して、使途基準における「事務所費」に該当せず、違法な支出であると主張する。また、その中で、不動産会社がかかる領収書を発行することはないと推測して、あたかも架空の証拠書類でもあるかのように論じている。しかし、不動産賃貸借において、このような帳面型（ないし「通い帳型」）の領収書は、世上よく見られるところであり、経験則上、特段、不審なものとはいえない。

また、鈴木議員は、「領収書ちょう付用紙」（甲 7-1～12）において、毎月の領収書の写しを添付した上で、「按分率」の欄に按分処理の状況を記載しており、手引き 7 頁「②支出証拠書類を整理するにあたっての留意点」に則った処理を行っており、何らの手続上の不都合も認められない。

第 9 川名寛章議員の支出について

原告の釈明の後に、主張する。

第 10 木名瀬捷司議員の支出について

原告の釈明の後に、主張する。

第 11 瀧田敏幸議員の支出について

1 瀧田敏幸議員の本件トナー代の支出は、使途基準「事務所費」の支出として適法である。

2 事務所及びコピー機利用の実情

瀧田議員の議員事務所と後援会事務所は、別のところにある。本件でコピー

機の使用が問題となったのは、「印西市木下1521」所在の議員事務所である。いっぽうで、後援会事務所は、自宅と同じ「印西市大森4371」にあり、後援会活動はそちらで行っており、費用についても後援会活動の費用と議員の政務調査費とを混同することはなかった。

議員事務所設置のコピー機は、もっぱら政務調査目的で使用していたが、それ以外に政党用務でも使用することがあったので、そのリース料も按分率80パーセントとしており、トナーについても同様であった。

本件の整理番号221（甲10-1）のトナーについては、1本当たりの印刷能力がA4サイズで約3000枚であるところ、県政における調査研究資料をA3サイズで1200枚及びA4サイズで1200枚印刷した際に1回で使い切ったものであったので、特に按分率を100パーセントとしたものであった（以上、甲1・32～33頁、乙11）。

原告は、瀧田議員のホームページのうち後援会事務所の所在地を示す画面のハードコピー（甲10-2）を提出しており、そこには、印西市木下の住所が記載されている。これは、平成23年4月10日投開票の千葉県議会議員選挙に再選をかけて出馬した際、印西市木下の事務所の一部を、一時的に後援会及び選挙事務所としたものにすぎない。そこにも「たきた敏幸後援会事務所、2/26（土）開設します！」と標題が示されているとおり、それ以前には後援会事務所として使われておらず、本件で問題となっている平成21年度においては、印西市木下が後援会事務所として使われていたという事実は、ない。

3 「事務費」該当性

以上のことから、本件支出は使途基準「事務費」の支出として何ら違法なものではない。

また、通例は按分率8割としていたトナーについて、本件に限って10割と

して計上したのは、その使用の実情が、完全に政務調査に利用したからであって、按分の基礎となる「一つの経費に調査研究活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合」（手引き6頁「4 経費の按分」本文第2段落2～3行目）にあたらないうえに、按分の必要がなかったものである。

第12 杉田守康議員の支出について

- 1 杉田守康議員の本件出向者に関する出向元への人件費の支出は、使途基準の「人件費」として、適法である。

2 事実関係

杉田議員と人材の供給元の杉田建材株式会社との間では、出向契約書が締結されており（乙12の1、乙13の1）、それによれば、出向社員である山口及び片岡は、杉田議員の事務所において、杉田議員の指揮監督のもと政務調査及び後援会活動等に従事し、杉田議員はその対価として所定の金額を杉田建材株式会社に支払うこと、契約期間は1年間であることが約定されていた。

両名の杉田議員の事務所における政務調査業務に関する業務日誌（乙12の2、13の2）によれば、両名の政務調査に関わる業務が、およそ勤務時間に対する割合として50パーセント以上であった（以上、甲1・33頁）。

以上のことから、契約のうえ、両名が実際に政務調査に関わる業務に従事し、その対価を支出したものであることは明らかである。

- 3 「人件費」の支出は、直接雇用者に対するものに限られないこと

使途基準の「人件費」の記載は、確かに議員による直接雇用つまり被雇用者に対する支出を予定しているようにも解釈できる。

しかし、昨今、人材派遣会社などから人の供給を受けることも多く、人件費

の支出形態として直接雇用のみ限定する合理性は低い。

この点、雇用主が議員本人でない政党職員が、調査研究活動の補助業務を行う場合については、手引きの運用指針において、本基準の趣旨を援用して人件費として支出できると記載されている（手引き21頁）。したがって、そもそも使途基準の「人件費」とは直接雇用の場合に限定されない趣旨であることは、明らかである。

したがって、本件のような出向契約による場合も、本基準の趣旨から、「人件費」として支出することは認められると解する。

なお、人材の供給元が議員の同族会社である点については、不知であるが、前述のとおり、本件では契約書が作成されており、現に業務が行われていることが明らかであるから、仮に議員の同族会社からの出向であるとしても、その一事をもって、「人件費」の支出の適法性に影響を与えるものでない。

以上